

京都市告示第446号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月8日

京都市長 門川大作

道路の種類 一般国道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
367号	左京区上高野水車町1番地の1地先から 同区八瀬野瀬町50番地の2地先まで	旧	メートル 473.70	メートル 6.35 ~ 13.75
		新	473.70	11.99 ~ 36.70

(建設局土木管理部道路明示課)